

令和5年2月17日

山中 理司 様

内閣官房内閣総務官室情報公開担当

お世話になっております。

山中様より御提出いただきました、令和5年1月26日付けの下記行政文書開示請求書について、令和5年2月9日付けで「ご連絡」との文書を提出いただいたところですが、以下のとおり確認いただきたい事項がございますので、御対応よろしくお願ひいたします。

<令和5年1月26日付け行政文書開示請求>

請求の宛先：内閣官房内閣総務官

請求する行政文書の名称等：

内閣官房の各部局の事務分掌が書いてある文書（最新版）

<令和5年2月9日付け「ご連絡」>

- 1 令和5年2月7日付の文書（別紙1参照）につき、「内閣法及び内閣官房組織令を除く、内閣官房の各部局の事務分掌が書いてある訓令、通達その他の文書」の開示を請求します。
- 2 例えば、厚生労働省の内部組織の場合、訓令及び細則が存在します（別紙2参照）。

【連絡事項】

令和5年2月9日付け提出いただいた「ご連絡」に記載されている「内閣法及び内閣官房組織令を除く、内閣官房の各部局の事務分掌が書いてある訓令、通達その他の文書」については、令和5年2月7日付けの内閣官房内閣総務官室情報公開担当からの連絡を受け、令和5年1月26日付け行政文書開示請求書の請求内容の補正を行ったものと取り扱わせていただきますので、御承知おきください。

<請求する行政文書の名称等>

（補正前）

内閣官房の各部局の事務分掌が書いてある文書（最新版）

から

（補正後）

内閣法及び内閣官房組織令を除く、内閣官房の各部局の事務分掌が書いてある訓令、通達その他の文書

に補正します。

【確認事項】

令和5年2月9日付け「ご連絡」による補正後の開示請求として、「内閣法及び内閣官房組織令を除く、内閣官房の各部局の事務分掌が書いてある訓令、通達その他の文書」と記載いただいているところですが、内閣官房の各部局（内閣総務官室、国家安全保障局、内閣官房副長官補、内閣広報室、内閣情報調査室、内閣サイバーセキュリティセンター及び内閣人事局。以下「7部局」といいます。）の事務の分掌（内閣官房の事務を7部局にどのように分けて処理させているか）については、内閣法（昭和22年法律第5号）及び内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）において規定されており（別紙の2で示されていたような、厚生労働省の「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）」や「厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年1月6日厚生労働省訓第1号）」に相当する規程は、内閣官房においては存在しません。）、内閣官房の各部局の事務の分掌（内閣官房の事務を7部局にどのように分けて処理させているか。）が記載されている文書については、内閣総務官室では内閣法等以外に保有していません。

以上を踏まえ、現在の請求内容（令和5年2月9日付け「ご連絡」による補正後）に対しては、不存在を理由とする不開示決定を行うこととなります、お求めの行政文書として他に意図するものがあれば、令和5年2月24日（金）までに別紙1の補正書に補正後の請求内容を記載いただき、下記担当宛て御送付いただきますようお願いいたします。

また、請求の取下げを希望される場合には、令和5年2月24日（金）までに別紙2の取下げ書を下記担当宛て御送付いただきますよう、お願いいたします。その場合、開示請求書及び添付いただいた収入印紙はお返しするようにいたします。

なお、上記期日までに補正や取下げの意思が確認できない場合には、上記のとおり、不存在不開示決定の手続きを進めさせていただくことになりますので、御承知おきください。

以上、よろしくお願ひいたします。

【本件連絡先】

内閣官房内閣総務官室情報公開担当
〒100-8968 東京都千代田区永田町
1丁目6番1号
電話 03-5253-2111（代表）

(別紙1)

令和5年 月 日

内閣総務官 宛て

補正書

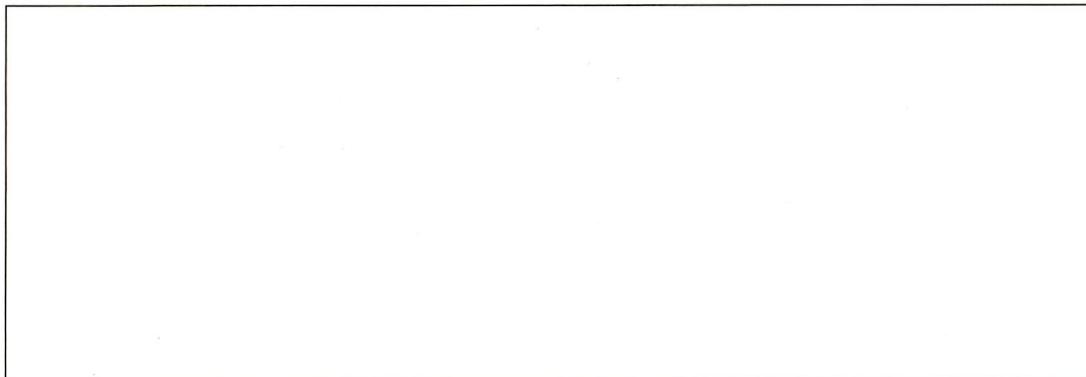
以下の令和5年1月26日付けの行政文書開示請求書（令和5年2月9日付け「ご連絡」による補正後）については、下記のとおり補正します。

記

請求する行政文書の名称等については、

内閣法及び内閣官房組織令を除く、内閣官房の各部局の事務分掌が書いてある訓令、通達その他の文書

から、



に補正します。

御住所 〒

御氏名

(別紙2)

令和5年 月 日

内閣総務官 宛

取下げについて

記

以下の令和5年1月26日付けの行政文書開示請求書（令和5年2月9日付け「ご連絡」による補正後）については、取り下げます。

＜令和5年1月26日付け行政文書開示請求（令和5年2月9日付け「ご連絡」による補正後）＞

請求の宛先：内閣官房内閣総務官

請求する行政文書の名称等：

内閣法及び内閣官房組織令を除く、内閣官房の各部局の事務分掌が書いてある訓令、
通達その他の文書

御住所 〒

御氏名 _____